

熊谷市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和8年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度議会事務局定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

議会事務局

(2) 対象事務

令和6、7年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

(1) 支出事務

ア 必要な手続は行われているか。

イ 適正な支出となっているか。

(2) 契約事務

ア 安易に随意契約を採用していないか。

イ 完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ 検査結果通知書等は作成されているか。

エ 履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

(3) 補助金

ア 交付に当たって根拠等審査は適切か。

イ 実績報告書を提出させているか。

ウ 補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。

(4) 財産管理

ア 備品の登録に漏れはないか。

イ 返納手続をせずに処分していないか。

(5) その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、腰塚菜穂子監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費交付金及び議会業務継続計画に係る監査について除斥した。

【主な監査項目】

(1) 支出事務

ア 議会運営経費「議長交際費」

イ 議会運営経費「印刷費」

(2) 契約事務

くまがや市議会だより P D F データ作成業務委託

(3) 補助金

政務活動費交付金

(4) 財産管理

備品台帳一覧表

(5) その他

ア 出勤簿

イ 時間外勤務集計データ

ウ 準公金関係書類

エ 現金出納簿（資金前渡金分）

オ 議会業務継続計画

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、議会事務局、603会議室東

(2) 監査期間

令和7年12月15日から令和8年2月19日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 支出事務

指摘事項なし。

(2) 契約事務

指摘事項なし。

(3) 補助金

指摘事項なし。

(4) 財産管理

指摘事項なし。

(5) その他

準公金について、収入・支出伝票が作成されていなかったため、熊谷市準公金取扱要綱第6条第1項第3号に基づき、適正な会計事務を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。